

## とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムは、とっとりリモートワーカー育成・活用コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、事業の実施を通じて、デジタル技術を活用できるリモートワーカーの育成、就労支援、及び、リモートワーカーの利活用を通じた県内企業のデジタル化の推進や生産性向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行うものとする。

- (1) リモートワーカー育成に関すること
- (2) 育成したリモートワーカーの就労、自立支援に関すること
- (3) リモートワーカー育成のための情報発信に関すること
- (4) 女性をはじめとする地域人材の多様な働き方への理解促進に関すること
- (5) 県内企業のリモートワーカー活用にかかる普及啓発及びニーズの掘り起こしに関すること
- (6) その他、コンソーシアムの目的達成のために必要な事業及び活動に関すること

### (会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、コンソーシアムの事業および活動に賛同する企業（個人事業主を含む）、地方公共団体、教育機関、産業支援機関、特定非営利活動法人、その他趣旨に賛同する組織等をもって構成する。

### (入退会)

第5条 入会にあたっては、別に定める入会申込書を提出し、事務局の承認を得るものとする。

- 2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を事務局に提出するものとする。
- 3 違法行為、公序良俗に反する行為等があった場合、会員の資格を失うものとする。

### (事務局)

第6条 コンソーシアムの事務局を特定非営利活動法人 b a n k u p 及び鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課に置く。

### (その他)

第7条 このほか、規約に定めのない事項については、鳥取県が別に定めるものとする。

### 附則

この規約は、令和5年5月11日から施行する。